

日野川流域土地改良区 50周年記念式典を開催しました

令和6年12月14日、臨時総代会終了後改良区設立50周年記念式典を行いました。

これまで事業を推進された先人の皆様方や今日までご指導を頂いた関係機関の皆様方のお蔭と心より感謝申し上げます。組合員の皆様の負託に応えるべく、引き続き適正な運営や事業推進に努めて参りますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。



西田理事長 あいさつ



西田理事長から感謝状贈呈



みどり
水土里ネット日野川流域（日野川流域土地改良区）

水土里ネットは土地改良区のお名前です

〒520-2531 滋賀県蒲生郡竜王町山之上 5775

【TEL】 0748-57-1717 【FAX】 0748-57-1718

【e-mail】 mail-box@hinogawa.or.jp 【URL】 <https://hinogawa.or.jp>

理事長挨拶



日野川流域土地改良区
理事長 西田 秀治

謹啓 平素は、日野川流域土地改良区の運営に格別のご理解ご協力を賜りありがとうございます。

昨年のかんがい期は7月末から厳しい暑さが続きましたことから7月30日から8月26日まで夜間の節水節電運転を中断させて頂きまして24時間連続して送水をさせて頂き、無事にかんがい期を終了させて頂きました。琵琶湖や蔵王ダムのかんがい施設の威力を十二分に発揮出来たものとありがたく思っておりますし、節水・節電にご協力頂きました組合員の皆様に厚くお礼を申し上げます。

また、かんがいの途上ではサージタンク配管の漏水や第2段揚水機場電動機集電部の焼損と予期のできない故障が発生しました。基幹水利施設管理事業や水利施設整備事業の補正予算を賜りながら復旧を進めさせて頂きますので更なるご協力をお願い申し上げます。

令和7年度の概算要求が発表されまして昨年の10月16日、17日と滋賀県、滋賀県土連、議員連盟、滋賀協議会で農林水産省、財務省へ要望活動をさせて頂きました。食料農業農村基本法が改正されまして、新たに「施設の保全」という言葉が入れられました。施設を適正に保全するためには、高止まりする電気代等の維持管理に対する支援拡充をお願いしています。また、遠隔操作（水管理施設）に使用しているNTTの専用回線が令和11年3月末をもって終了されると通知されており農政局や滋賀県とも打合せを進めております。また、農林水産省には水管理施設の更新については、県営施設も一体的に整備ができるように制度の拡充をお願いしています。今後とも、当土地改良区の運営に一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

敬具

令和7年6月吉日

令和5年度一般会計収支決算

(単位：円)

収 入	
科目(款)	決算額
土地改良事業収入	488,577,054
附帯事業収入	42,875
特定資産運用収入	312,582
補助金等収入	191,912,825
交付金収入	63,250,000
寄付金収入	0
業務受託料収入	26,971,750
雑収入	3,426,237
借入金収入	277,000,000
特定資産取崩収入	3,213,029
固定資産売却収入	0
他会計繰入金	1,193,000
繰越金	23,006,937
合 計	1,078,906,289

支 出	
科目(款)	決算額
土地改良事業費支出	518,911,994
一般管理費支出	62,443,400
土地改良事業負担金支出	452,376,648
借入金返済支出	0
支払利息	0
固定資産取得支出	0
特定資産積立支出	32,203,179
雑支出	16,290
他会計繰出金	0
予備費	0
合 計	1,065,951,511

令和5年度発電事業特別会計収支決算

(単位：円)

収 入	
科目(款)	決算額
発電事業収入	4,318,571
特定資産運用収入	67
雑収入	30
特定資産取崩収入	0
他会計繰入金	0
繰越金	759,579
合 計	5,078,247

支 出	
科目(款)	決算額
発電事業費	520,535
特定資産積立支出	2,470,000
他会計繰出金	1,193,000
合 計	4,183,535

貸借対照表 総括表

令和6年3月31日現在

(単位：円)

科 目	一般会計	発電会計	内部取引消去	合計
I 資産の部				
1 流動資産				
(1) 現金及び預金				
現金及び預金	47,386,230	1,939,415		49,325,645
(2) 未収賦課金等				
未収経常賦課金	1,071,880	0		1,071,880
(3) その他未収金				
(4) 短期未収金				
短期未収金	251,504,149	148,297		251,652,446
一時繰替運用貸付	90,000,000	0		90,000,000
流動資産合計	389,962,259	2,087,712	0	392,049,971
2 固定資産				
(1) 基本財産				
基本財産合計	0	0	0	0
(2) 特定資産				
所有土地改良施設	5,825,671,683	0		5,825,671,683
受託土地改良施設使用収益権	1,732,505,737	2,788,645		1,735,294,382
建設改良積立資産	0	1,480,000		1,480,000
財政調整積立資産	35,814,960	0		35,814,960
職員退職給付引当積立資産	87,409,666	0		87,409,666
役員退任慰労金積立資産	4,879,297	0		4,879,297
転用決済金積立資産	108,527,468	0		108,527,468
修繕引当資産	0	8,400,000		8,400,000
施設維持管理積立資産	434,920,900	0		434,920,900
特定資産合計	8,229,729,711	12,668,645	0	8,242,398,356
(3) その他固定資産				
建物	80,360	0		80,360
車両運搬具	1	0		1
器具備品	2	0		2
適正化事業拠出金	3,150,000	0		3,150,000
防災減災機能等強化事業拠出金	0	0		0
長期未収賦課金等				
長期未収経常賦課金	1,903,215	0		1,903,215
グリーン近江農業協同組合出資金	50,000	0		50,000
滋賀蒲生町農業協同組合出資金	85,000	0		85,000
その他固定資産合計	5,268,578	0	0	5,268,578
固定資産合計	8,234,998,289	12,668,645	0	8,247,666,934
3 繰延資産				
繰延資産合計	0	0	0	0
資産合計	8,624,960,548	14,756,357	0	8,639,716,905
II 負債の部				
1 流動負債				
未払金	195,935,601	1,193,000		197,128,601
適正化事業拠出金短期未払金	2,376,000	0		2,376,000
防災減災機能等強化事業拠出金短期未払金	2,310,000	0		2,310,000
一時繰替運用借入	90,000,000	0		90,000,000
流動負債合計	290,621,601	1,193,000	0	291,814,601

貸借対照表 総括表

令和6年3月31日現在

(単位：円)

科 目	一般会計	発電会計	内部取引消去	合計
2 固定負債				
(1) 全国土地改良事業団体連合会資金借入金				
水田・畑作経営所得安定対策等支援事業借入金	277,000,000	0		277,000,000
適正化事業拠出金長期未払金	960,000	0		960,000
防災減災機能等強化事業拠出金長期未払金	5,970,000	0		5,970,000
土地改良施設取得長期未払金	0	0		0
職員退職給付引当金	87,409,666	0		87,409,666
役員退任慰労引当金	4,879,297	0		4,879,297
修繕引当金	0	8,400,000		8,400,000
固定負債合計	376,218,963	8,400,000	0	384,618,963
負債合計	666,840,564	9,593,000	0	676,433,564
Ⅲ 正味財産の部				
1 指定正味財産				
(1) 補助金等				
所有土地改良施設受贈益	4,736,606,611	0		4,736,606,611
補助金等計	4,736,606,611	0	0	4,736,606,611
指定正味財産合計	4,736,606,611	0		4,736,606,611
(うち特定資産への充当額)	(4,736,606,611)	(0)		(4,736,606,611)
2 一般正味財産	3,221,513,373	5,163,357		3,226,676,730
(うち特定資産への充当額)	(3,400,834,137)	(4,268,645)		(3,405,102,782)
正味財産合計	7,958,119,984	5,163,357	0	7,963,283,341
負債及び正味財産合計	8,624,960,548	14,756,357	0	8,639,716,905

(記載上の注意) 当該事業年度の決算額のみを計上する。

財 産 目 録

令和6年3月31日現在

(単位:円)

科 目	金 額	
I 資産の部		
1 流動資産		
(1) 現金及び預金	49,325,645	
(2) 未収賦課金等	1,071,880	
(3) その他未収金	0	
(4) 短期未収金	251,652,446	
一時繰替運用貸付	90,000,000	
流動資産合計		392,049,971
2 固定資産		
(1) 基本財産	0	
(2) 特定資産	8,242,398,356	
(3) その他固定資産	5,268,578	
固定資産合計		8,247,666,934
3 繰延資産		
繰延資産合計		0
資産合計		8,639,716,905
II 負債の部		
1 流動負債		
未払金	197,128,601	
適正化事業拠出金短期未払金	2,376,000	
防災減災機能等強化事業拠出金短期未払金	2,310,000	
一時繰替運用借入	90,000,000	
流動負債合計		291,814,601
2 固定負債		
(1) 全国土地改良事業団体連合会資金借入金	277,000,000	
適正化事業拠出金長期未払金	960,000	
防災減災機能等強化事業拠出金長期未払金	5,970,000	
職員退職給付引当金	87,409,666	
役員退任慰労引当金	4,879,297	
修繕引当金	8,400,000	
固定負債合計		384,618,963
負債合計		676,433,564
III 正味財産の部		7,963,283,341

(記載上の注意) 金額欄のうち右の2列には仕切り線を入れ、款の計、さらに部の計を表記すること。

国営滋賀協議会 会計管理

(資産)	
国営滋賀協議会緊急対策整備事業基金	5,363,708
(負債)	
国営滋賀協議会緊急対策整備事業基金引当金	5,363,708

1. 基本方針

日野川の流域2市2町に拓けた約5,000ヘクタールの農地に国営及び県営かんがい排水事業等によって造成された農業水利施設は、農作物の生産には不可欠な農業用水を供給する機能を有しています。併せて、洪水防止や地下水の涵養、地域に安らぎをもたらす豊かな生物生息環境、伝統的な農村風景の保全や防火用水としての活用など、多面的機能を有しています。

これらの機能を健全に保全し、次世代に受け継いでいく必要があります。このため組合員の間で培われてきた協働力と国などの補助事業制度を活用し、農業水利施設の適正な維持管理と計画的な保全整備を進め、効率的で安定的な農業生産を実現し、近代的農業経営に資することが本土地改良区の責務であります。

国においては、食料・農業・農村基本法の改正を踏まえ、食料安全保障の強化、環境と調和のとれた食料システムの確立、農業の持続的な発展、農村の振興等を図るため、農業の構造転換の実現に向けた施策を初動の5年間で集中的に実行するとともに、農林水産業の持続可能な成長を推進するための施策となっています。

特に、日野川地区においては、水稻栽培等を中心とした農業生産を持続的に維持すると共に農業農村を豊かにする多面的機能を有効に発揮させるためには、健全な農業水利施設の保全管理が不可欠と言えます。しかしながら、これら施設は造成後すでに数十年が経過し、突発的な故障・事故等が発生しつつあることから国や県による施設の機能診断を進め施設の機能保全計画が策定されています。

この策定結果に基づき、農業水利施設の戦略的な保全管理と機能強化を図るために本土地改良区では、平成25年度に国営施設機能保全事業（令和4年度完了）、平成27年度に県営水利施設等保全高度化事業に着手し施設の長寿命化対策等の推進を図り、更新費用の低減や維持管理費用の抑制に努めます。

なお、令和6年8月には大規模地震発生の可能性が平常時に比べて相対的に高まったことから、南海トラフ地震臨時情報が初めて発表され緊張が走りました。日野川地区においても、南海トラフ巨大地震をはじめとする地震災害等に備える必要があります。地震によって農業水利施設が被害を受け、農用地や農業以外に被害を及ぼすことの無いよう、関係市町等と連携した初動対応と業務の継続、施設の耐震調査を推進します。

次に、電気料金については、近年起きている燃料受給の逼迫やウクライナ情勢の緊迫化並びに急激な円安により燃料費調整単価が高騰し、令和3年度の1億5千万円余りであったものが令和4年度以降は2億円を超えて、5千万円以上の増高となっている状況です。本土地改良区のかんがい施設は、電力使用に大きく依存していることから運営に深刻な影響を受けています。このことから、維持管理の補助事業である基幹水利施設管理事業、水利施設管理強化事業費枠の確保及び事業制度の拡充並びに電力料金高騰対策支援事業の継続、併せて農事用電力制度の継続や料金制度に対する要請が必要となります。また、組合員による一層の節水・節電対策の啓発に努めることや再生可能エネルギーの賦課金の減免制度の活用を図ります。併せて、国営事業で設置された太陽光発電設備を用いて売電や電気料金の節減対策に向けた知恵や工夫に傾注した管理に努めます。

次に、水管理施設で使用しているNTT専用回線サービスが令和11年3月末をもってサービス提供の終了が計画されています。この専用回線サービスが終了すると当地区の全44回線が全て使用できなくなることから、広域に配置されている揚水機場・頭首工・分水工などへの遠方監視制御が中央管理所からできなくなり用水の一括管理に支障をきたす状況です。更には、専用回線サービスの終了時には、現在の水管理施設は約20年となることから更新時期を迎えてくる状況です。このことから、水管理施設の更新を進めていくため事業化に向けた検討を行います。

次に、土地改良長期計画の中で、女性理事の割合について令和7年までに「10%以上の目標」が設定され、女性理事を登用しました。引き続き、幅広い意見により新たな「気づき」でこれからの土地改良区運営の活性化に繋げていきます。

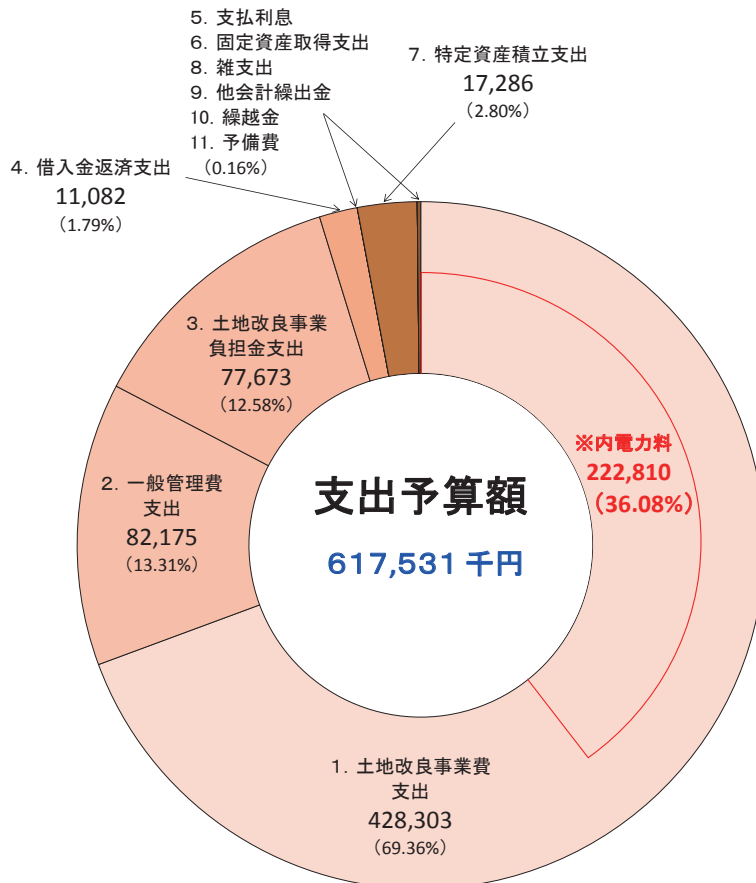
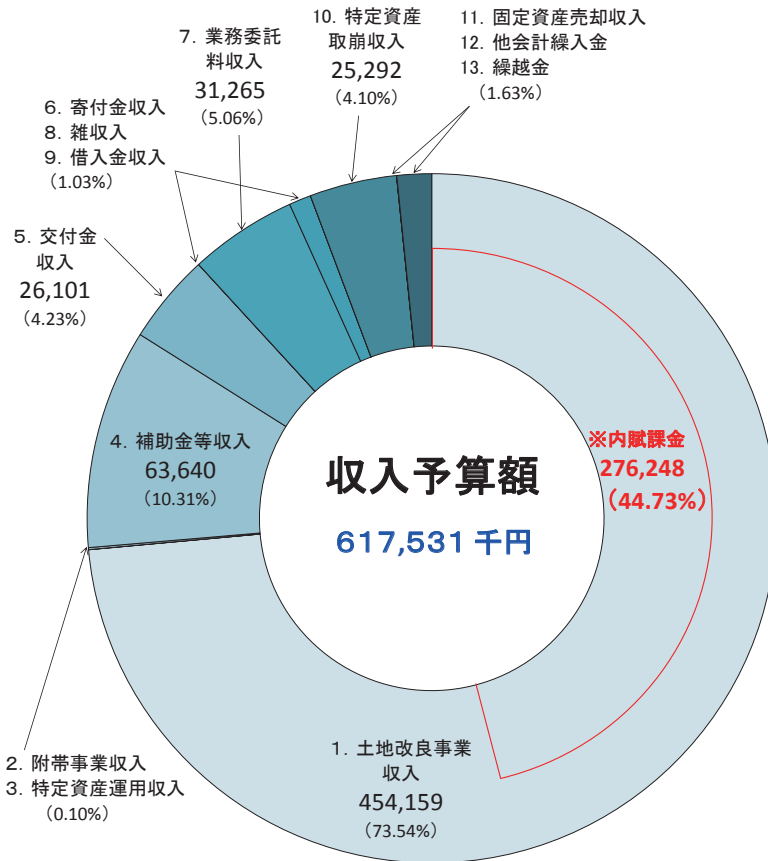
また、国、県の指導の下、本土地改良区の財産状況を日常的に的確に把握し、適正・透明な運営、円滑な施設管理の実施のために複式簿記会計の適正な実施を図ります。更に、監査の一部を外部に委託し第三者からの指導を受け、リスクの回避、軽減をします。

引き続き、賦課金滞納者の状況を把握すると共に必要に応じて滞納処分を実施し、未収賦課金の回収に努めます。

2. 事業計画

- (1) 県営水利施設等保全高度化事業の促進を図ります。(日野川地区)
- (2) 市町との連携による基幹水利施設管理事業により施設機能の適正な発揮を図ります。(日野川地区 第1段揚水機場、第2段揚水機場、蔵王ダム)
- (3) 市町との連携による水利施設整備事業により施設の長寿命化と省力化を図ります。(日野川地区 第1段揚水機場、第2段揚水機場、蔵王ダム)
- (4) 水利施設管理強化事業の実施により農業水利施設の有する多面的機能の適正な発揮を図ります。(日野川地区)
- (5) 土地改良施設維持管理適正化事業、小規模土地改良事業の実施により施設の整備を図ります。
- (6) 農業水路等長寿命化・防災減災事業の実施により施設の整備を図ります。
- (7) 施設の機能診断に基づく機能保全計画の策定や防災減災対策の推進に努めます。
- (8) 利水調整規程に基づき適切な農業用水の配水とため池の有効利用及び節水・節電対策に取り組んだ送水に努めます。
- (9) 再生可能エネルギー(太陽光発電)事業に取り組めます。
- (10) 農業水利施設の省エネ化を進め、エネルギー価格高騰を受けにくい農業水利システム(管理手法、設備)への転換に取り組めます。
- (11) 農業用ダムにおける洪水調整機能に取り組めます。
- (12) 業務継続計画(BCP)に基づき、地震等の災害に備え対策に努めます。
- (13) その他本土地改良区の業務運営に必要な活動等を行います。
 - ・関係機関に予算の確保と政策要望等の活動を行います。
 - ・関係機関、団体及び協議会と協議・調整を密接に行います。
 - ・施設の維持管理と点検整備の技術向上に努めます。
 - ・農事用電気料金制度の継続及び電気料金の負担軽減等要望活動を行います。
 - ・NTT専用回線サービス提供終了の延期や料金制度の要望活動を行います。
 - ・土地改良区の広報活動を行います。(土地改良区だよりの発行、施設見学会及び研修会の開催、小学生への出前授業の実施、ホームページの充実、農業関連の催事への参画等)

令和7年度 一般会計収支予算の内訳



県営事業 日野川地区（令和6年度 実施状況）

■ 頭首工施設整備工事

《工事概要》

工事場所：滋賀県蒲生郡日野町小井口 地先

工事内容：土砂吐ゲート 塗装、水密ゴム取替、巻上機整備

取水ゲート（2門） 塗装、水密ゴム取替、開閉器更新

管理ゲート（2門） 塗装、水密ゴム 取替



土砂吐ゲート塗替塗装 整備前



土砂吐ゲート塗替塗装 整備後



土砂吐ゲート 扉体搬出中

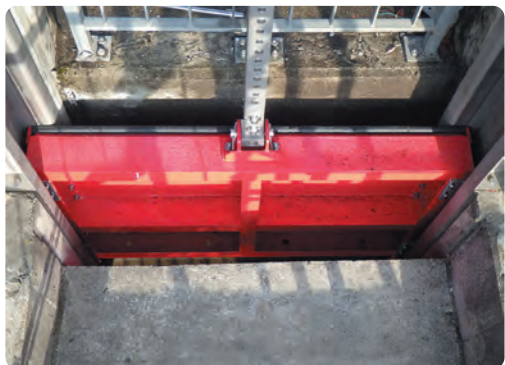


土砂吐ゲート巻上機 整備後



取水ゲート開閉器 整備後

県営事業 日野川地区（令和6年度 実施状況）



取水ゲート（右岸1） 整備後



取水ゲート（右岸2） 整備後



扉体搬出中



管理ゲート1 整備後



管理ゲート2 整備後



扉体搬出中

日野川流域 農業・農村フォーラム2024

午前中は、施設見学をして頂き、午後からは農のある豊かな暮らし未来へと題し、令和6年6月8日東近江市あかね文化ホールで開催しました。次の方々から話題提供を頂きました。



財務大臣政務官
全国水土里ネット会長会議顧問 進藤 金日子 様
話題提供 「食料・農業・農村基本法の改正について」



株式会社 イカリファーム
代表取締役 井狩 篤士 様
話題提供 「(株)イカリファーム経営改善の軌跡」



よくあるご質問

①水を使用していなくても賦課金は払わないといけないの？

水道とは違い、水を使う・使わない又耕作放棄地に関わらず、当土地改良区の受益地区内である場合は賦課金をお支払い頂く必要があります。

②耕作できなくなったらどうしたらいいの？

各市町の農業委員会または農地中間管理機構にご相談ください。

③組合員の異動はどうしたらいいの？

土地改良法第43条の規定に基づき、組合員資格得喪通知書の届出をお願いします。

農業委員会の届出や水稻細目書、法務局の所有権異動などで自動的に土地改良区の組合員は異動しません。組合員資格得喪通知書は、当土地改良区に備えています。ウェブサイトにも掲載していますので、ご活用ください。

(近江八幡市域組合員については、近江八幡西部土地改良区と併せて届出できるようになっていますので、両改良区へお問合せください。)

④地区除外決済金とは？

土地改良法第42条第2項(決済の義務)により、残存農地が将来過重負担にならないように施設の維持管理費の将来にわたる負担額を一括して納入頂くものです。

⑤滞納処分について

督促状や催告にも関わらず、賦課金が納入されない場合、滞納者に対し地方税の例により滞納処分の手続きを進めています。(土地改良法第39条第5項)

滞納処分とは、滞納者の実態調査を行い、預貯金などを差押え滞納賦課金へ充当することです。納入についてご相談がある場合は当土地改良区財務係へお問合せください。

⑥用水不足が生じたらどうしたらいいの？

各地区の水利委員や集落営農役員等を通じて、当土地改良区へ連絡してください。管網系水利委員会については、近江八幡西部土地改良区の定款及び用排水調整委員会規程の定めによります。末端管理施設など当改良区管理外の施設が要因の用水不足や水路補修については、当土地改良区で対応できかねる場合がございますので、ご了承ください。

お知らせ

第2段揚水機場ポンプ故障に伴う復旧状況について

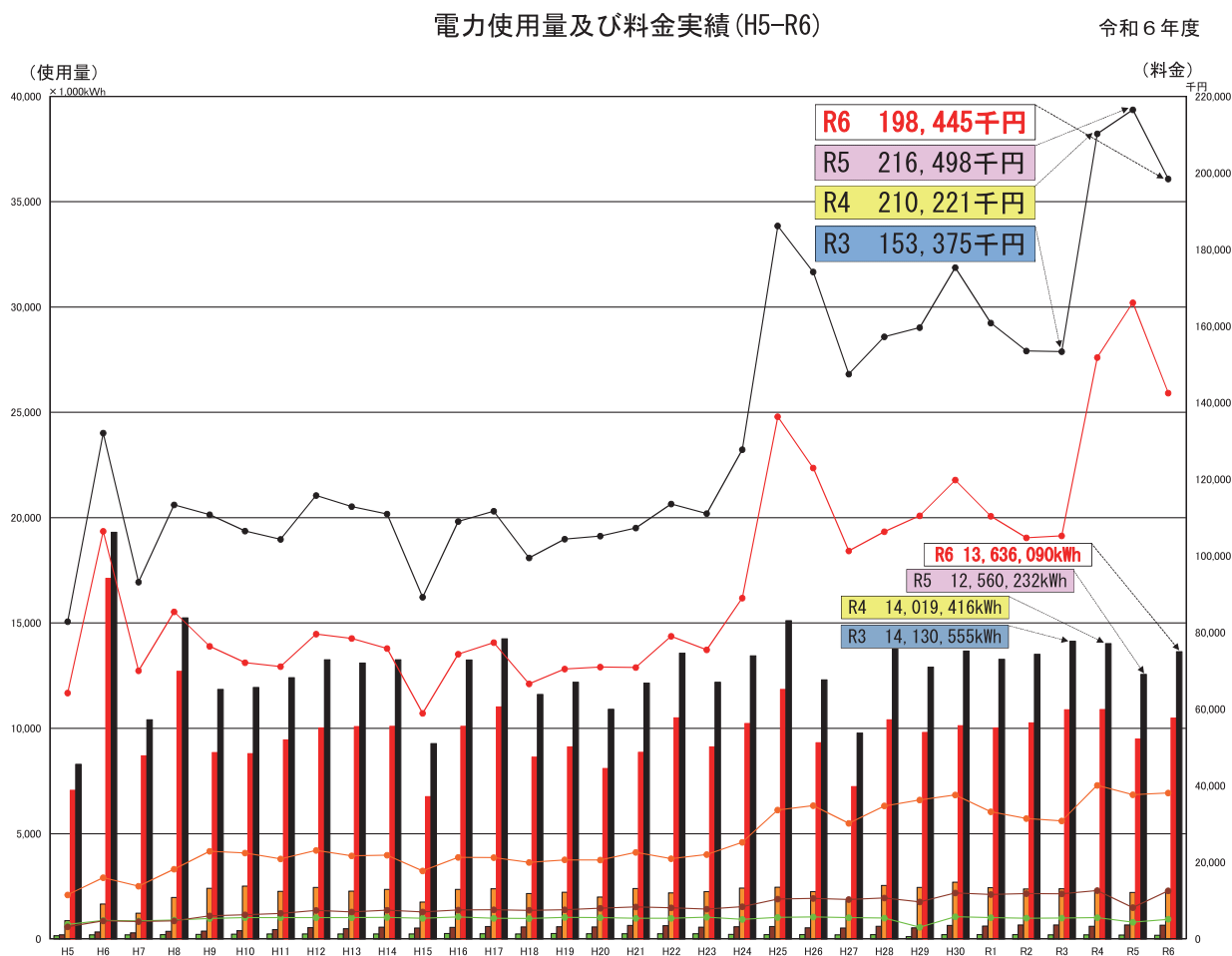
昨年8月に土地改良区ホームページでお知らせしたとおり、第2段揚水機場において電動機集電部の焼損事故が発生し、現在、3台のポンプのうち1台が故障しています。その後、早期の復旧を目指し予算（補助金を含む）を確保し、復旧工事を令和6年11月18日に「関西日立（株）」と契約締結しましたが、交換部品の納期が長期化し復旧完了までに8.5ヶ月程度（交換部品納期7ヶ月、工場整備1.5ヶ月）掛かる見通しとなっています。現在のところ復旧予定は8月中となる見込みです。

つきましては、令和7年度のかんがい期にはポンプ2台での送水となり、需要期の用水不足が懸念されることから、用水使用にあたり、集中取水・かけ流し等による必要以上の取水にならないよう、また、ため池の有効利用をしていただき、用水管理の徹底にご協力をお願いします。

復旧完了次第、3台のポンプによる送水を再開させていただきますので、その際は改めてお知らせさせていただきます。

組合員の皆様に、ご迷惑をお掛けしますがよろしくお願いいたします。

農事用電力料金につきましては、再生可能エネルギー発電促進賦課金や原油価格の高騰による燃料調整単価が上昇しています。このことにより、令和6年度の電力使用量は13,600千kWh、電力料金は約2.0億円となり、値上げ前の令和3年度と比べて約5千万円増加しており、まだまだ高い状態が続いております。



今年度も電気代の増大が懸念されます。各組合員農家の皆様に配布致しました「配水計画」カレンダーにも記載（改良区HPにも掲載しています）のとおり、引き続き節水・節電対策を推進するため、下記時間帯において**5月下旬頃から夜間の減量送水運転**の取り組みを計画しております。

ご理解とご協力をお願いいたします。

《節水・節電対策 時間》
午後9時から翌朝午前4時

※ 需要量が増加した場合は、節水・節電対策運転を中断し24時間連続運転に変更します。



ごみのポイ捨てや不法投棄はやめてください

ごみのポイ捨てや不法投棄があると頭首工取水口や農業用水路に流れつくことがあります。また、畦畔等の除草をされた際は、水路に刈草を流されないようよろしくお願いします。管理施設の巡回時や除塵機により除塵を行っていますが、取水口や水路に刈草が溜まりかんがいに支障をきたす場合がありますので、皆様方のご理解とご協力をお願いします。



お知らせ

各証明等の手数料について

- 個人情報保護に関する規程に基づく手数料 1 件につき 30円
- 農地法第4条及び第5条等に基づく各種意見書並びに証明書、
諸種の証明書（再交付含む） 1 件につき 500円
- ※各種意見書並びに証明書、諸種の証明書
令和7年4月1日より 手数料改定（1件につき200円→500円）
- 証明書及び同意書等を発行するための事前の立会・現地調査 1 件につき 1,500円
- 情報公開規程に基づく書面の複写費用 規程に定めるとおり

土地改良施設の他目的使用につきましては、別途使用料を徴収しますので詳細は事務局までお問合せください。

日野川流域土地改良区 ホームページ

主に組合員の皆様に向けて、配水計画や土地改良区の状況について発信していきますので、是非ご覧ください。

組合員資格得喪通知書の様式や記入例を掲載していますので、届出される方はご活用ください。

URL : <https://hinogawa.or.jp>

水土里ネット日野川流域

検索



日野川流域土地改良区 定款及び諸規程について

定款及び諸規程については、事務軽減や経費節減の観点から改良区ホームページからご覧頂く方法に変更しています。

URL : <https://hinogawa.or.jp>

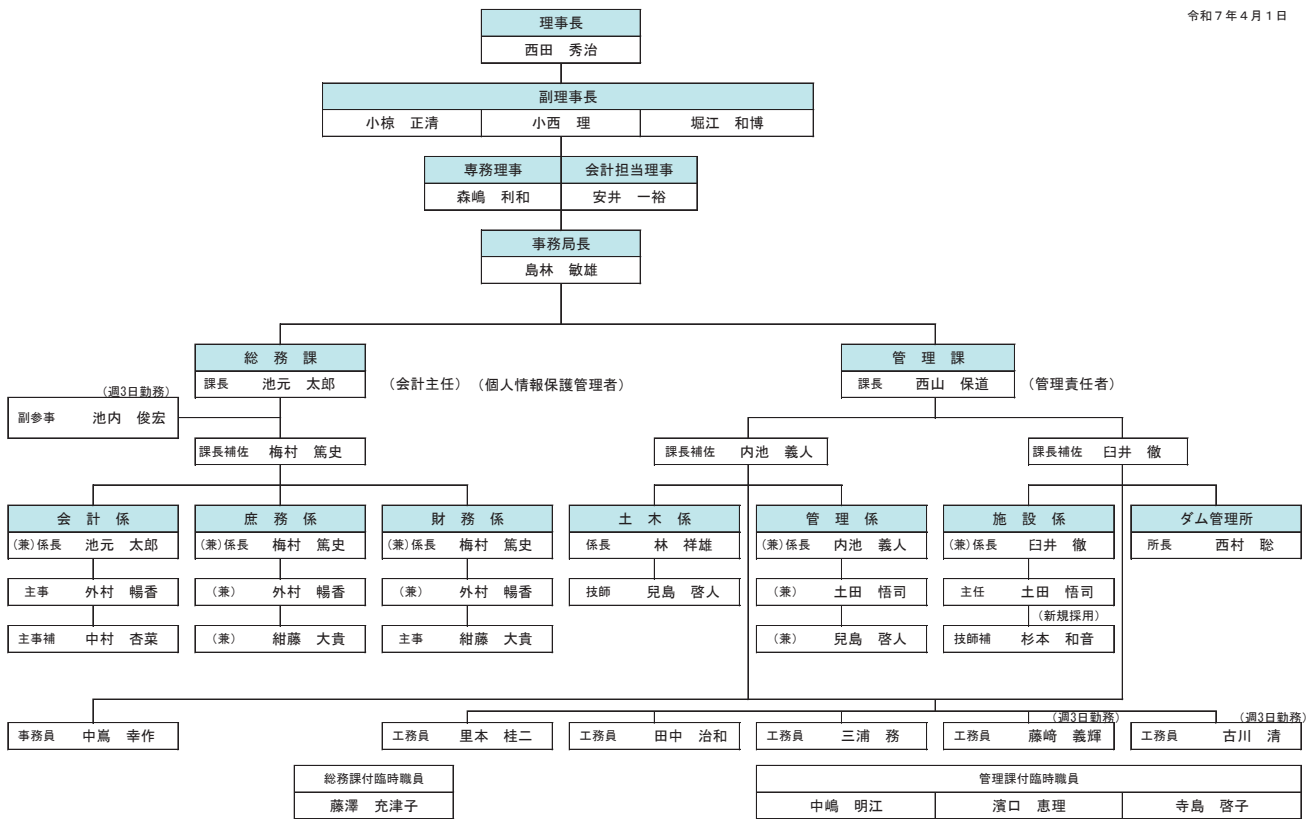
メンバー ID : hinogawa5775

パスワード : midorinet1717



事務局体制について

令和7年4月1日



農地転用と地区除外決済金について

農地を宅地等に転用する場合又は国・県・市町の公共事業（道路、河川等）の買収により地区除外する場合、田畑転換される場合は農地転用等の通知及び地区除外申請と決済金の納入が義務づけられています。これらの手続きをされない限り賦課金が請求されることとなりますので、申請の手続きを必ずお願いします。

決済金は、整備事業に対する地元負担金と維持管理事業にかかる額を一括して納入することになります。

令和7年度地区除外決済金は次のとおりです。
(1㎡当たり単価)

1. 近江八幡市域の田 126.27円
2. 上流三市町域の田 126.27円
3. 上流三市町域の畑 67.36円
(畑かん地区)

地区除外申請については、当該年度末日までに申請してください。

当該年度末日以降に申請された場合は、翌年度賦課金は賦課されます。

農地転用をする場合は、農業振興地域整備計画（軽微）変更又は農用地区域の変更（白地）手続きを完了してから申請してください。

ただし、「農業振興地域の整備に関する法律」では、土地改良事業の施行にかかる土地について、その土地改良事業の工事完了年度の翌年度から起算して8年を経過していないと農用地区域の変更はできないこととなっています。

◆農地転用等の申請書類について

農地転用等による地区除外については、次の書類が必要です。（申請書類は当改良区にあります）

- ① 4条申請【本人の土地を本人による転用】
 1. 農地転用等の通知書（1部）
 2. 地区除外申請書（1部）
 3. 協議書（2部）
 4. 附属資料（登記事項要約書または登記事項証明書、位置図・平面図等）
- ② 5条申請【所有権の異動を伴う転用】
 1. 農地転用等の通知書（1部）
 2. 地区除外申請書（1部）
 3. 協定書（3部）
 4. 附属資料（登記事項要約書または登記事項証明書、位置図・平面図等）

届出について (お願い)

こんなときは、必ず土地改良区へ申請・届出をお願いします。

1. 農地の異動、組合員の変更があったとき

- 土地の所有権 (売買、相続等)、耕作権の異動 (利用権の設定等)
- 組合員の変更 (組合員の死亡、農業者年金受給による経営移譲等)
- 住所変更等

土地改良法第43条第1項の規定に基づき、組合員資格得喪通知書により組合員名資格の変更のため必ず届出をお願いします。

当土地改良区ホームページに様式を掲載していますので、ご活用ください。

なお、近江八幡市域組合員の方につきましては、近江八幡西部土地改良区と併せて上記の届出をお願いします。両改良区へお問合せください。

2. 農地を転用するとき

- 農地を宅地等へ転用
- 公共用地 (公共事業による農地転用、道路敷、河川敷) 買収による農地転用

3. 土地改良施設等を使用するとき

- 土地改良施設、用地を他目的使用

令和7年度賦課金及び負担金について

種類	賦課基準 (10a当たり)円	区分	徴収期日	
事務所費	560	全期	R7. 12. 1	
経常賦課金及び負担金 用水費・頭首工費 維持管理費	八幡域用水費	4,950	全期	
	〃 (用水単独)		R7. 9. 30 R7. 12. 1	
	上流三市町域用水費	2,800 2,650	前期 後期	R7. 6. 30 R7. 10. 31
	〃 (畑かん地区)	1,400 1,325	前期 後期	R7. 6. 30 R7. 10. 31
	4号井堰費	総額50,000	全期	R7. 10. 31

賦課金及び負担金につきましては、土地改良区の運営や維持管理事業に必要な財源です。その趣旨をご理解頂き期限内に納入頂きますようよろしくお願いいたします。

なお、期限内に納入されないと土地改良法第39条第5項の規定に基づく、滞納処分の手続きを行うこととなります。

令和6年度につきましては、17件の滞納処分の知事認可を得て、7件の預貯金 (R7. 3. 31現在) の差押えを執行しました。

新規採用職員のご紹介

管理課 技師補 ^{すぎもと}杉本 ^{あいと}和音

4月1日から管理課施設係に配属になりました。
初めての仕事で大変緊張しておりますが、即戦力となるよう頑張りますので、よろしくお願いいたします。

